

令和2年7月豪雨による 倒壊等建物の職権滅失登記のお知らせ

この度の令和2年7月豪雨により、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

法務局では、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示することにより、国民の皆様の権利の保全を図るとともに、取引の安全と円滑に資することを目的として、不動産登記に関する業務を行っています。

ところで、不動産登記法（平成16年法律第123号）第57条においては、「建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から一月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。」と規定されています。

しかしながら、この度の豪雨による災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づく激甚災害に指定されたことに鑑み、大分地方法務局では、被災地域のある市・町と連携した上で、被災された皆様の登記手続の御負担が少しでも軽減されるように、登記官が職権により建物の滅失登記を行うこととしましたので、お知らせします。

つきましては、大分市、日田市、竹田市、由布市、玖珠郡九重町及び同郡玖珠町における①令和2年7月豪雨により自然倒壊（土砂災害や大規模な河川氾濫により倒壊又は流失）した建物、②市・町により公費解体した建物、③個人で先行して解体（自費解体）し、費用の償還申請に該当する建物について、市町と連携して法務局において職権による滅失登記を行いますので、当該建物の所有者等は、大分地方法務局又は該当する市町にお尋ねくださいますようお願いいたします。

なお、上記①②③の建物で、登記記録上、附属建物のある建物のうち、主たる建物のみの解体又は附属建物のみ解体の場合（いわゆる主従関係にある建物の一方のみを解体した場合）は、変更登記等（建物図面の添付）が必要となることから、職権滅失登記の対象外となりますので、御留意ください。

おって、本件に関し、御不明な点等がございましたら、お手数ですが、大分地方法務局登記部門宛てお問合せください。

【問合せ先】

大分地方法務局登記部門

地図整備・筆界特定室（担当 小関）

097-532-3342

平日 午前8時30分から午後5時15分まで